

洲本市 内での

小児科医院の開設を支援します！



【小児科等医療機関開設等支援事業補助金のご案内】

洲本市内には、小児科の医療機関が少ないことから、医療施設の整備が必要となっています。安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、市内に小児科医院を開設しようとする医師または医療法人に対し、開設等に要する費用の一部を助成します。

開設にかかる補助対象経費の2分の1

最大 2,000 万円
支援します！

【対象要件】 以下の要件すべてに該当する医師又は医療法人

- ①市内の小児科医院を開設し、継続して10年以上医療を実施すること
- ②小児科の臨床経験を5年以上有すること
- ③一般社団法人洲本市医師会に加入すること
- ④市の保健・医療・福祉に関する取り組みと有機的な連携を図り、積極的に協力すること
- ⑤本補助金および他の補助金等の交付を受けていないこと
- ⑥市税等の滞納者でないこと

【補助金額】

補助区分	補助対象経費	補助金額
土地・建物取得費・改修費	当該医療機関に供する土地又は家屋の取得に係る経費並びに改修に係る経費	①左記の経費を合算した額の1/2以内(2,000万円上限) ※消費税・地方消費税額を除く
工事請負費	土地又は建物の工事費(直接工事費・間接工事費・一般管理費)、附帯工事、設計管理費	
医療機器・備品購入費	小児科医療の業務に必要な医療機器及び備品購入費、付帯工事費	
看護職の人件費	看護職員(看護師、准看護師、助産師)の人件費 ※賃金・時間外手当・通勤手当・賞与	②開設日から起算して4年間、年度当たり500万円上限(総額2,000万円)

【申請から交付までの流れ】

- ①小児科等医療機関開設計画（報告）書等の提出
- ②洲本市小児科等医療機関開設支援事業審査会の資格審査・事業内容等の審査
- ③交付決定通知
- ④医院開設後、補助金実績報告書類を提出
- ⑤補助金の額の決定
- ⑥補助金交付

【申請方法】 上記の開設計画（報告）書に、必要書類を添えて申請してください。

〔必要書類〕 **A の場合** ※法人の場合は別途書類の提出が必要です

- ①申請者の医師免許証の写し
- ②臨床研修等終了登録証の写し
- ③申請者の履歴書
- ④補助対象経費に係る契約書案の写し及び見積書の写し
- ⑤誓約書
- ⑥市歳入金情報に関する同意書
- ⑦その他市長が必要と認める書類

B の場合

- ①看護職員の名簿の写し
- ②看護職員の労働条件通知書の写し
- ③看護職員の免許証の写し
- ④ A の場合の⑥⑦⑧の書類

～ 安心して子どもを産み育てられるまちに“もっと住もっと” ～

- ◆子ども医療費制度が充実！
- ◆出産・子育てにかかる給付金制度が充実！
- ◆子育てをサポートしてくれる相談機関が充実！
- ◆妊娠前から産前・産後サポートや産後ケアも充実！
- ◆自然豊か空気もきれい！のんびり自分のペースで子育てできる！
- ◆農産物や海産物も豊かで美味しい！食育には持って来い！



【洲本市と島内2市の出生数の推移】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
洲本市	313	295	228	268	228	206
南あわじ市	352	316	295	247	281	211
淡路市	283	268	211	234	212	201

《問合せ先》

洲本市役所 健康福祉部健康増進課（こども家庭センター） TEL:0799-22-3337